

国民健康保険、後期高齢者医療制度における
健康保険証の新規交付廃止後の医療機関への受診について【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が廃止されます。

そのため、医療機関への受診は、原則、マイナ保険証のご利用をお願いします。

なお、現行の健康保険証は有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）まで使うことができます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 情報提供内容

(1) 令和 6 年 12 月 2 日以降について

紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が廃止されますが、保険証は有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）まで使うことができます。

(2) 令和 7 年 8 月 1 日以降について

マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を令和 7 年 7 月末までに送付します。

「資格確認書」を医療機関等に提示すれば、今までどおり受診することができます。

●(1)、(2)の内容について、会社の健康保険等については、ご加入の健康保険にご確認ください。

この機会にマイナ保険証への切り替えをお願いします。

【マイナ保険証の主なメリット】

- ・過去のお薬情報や健康診断の結果に基づき質の高い医療を受けられます。
- ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- ・確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

※マイナ保険証の利用には、マイナンバーカードの取得と健康保険証利用登録が必要です。



マイナ保険証について
(厚生労働省)

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 /FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409/FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

【参考】マイナ保険証とは

1 マイナ保険証とは

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。

医療機関を受診するときには、保険証を提示する代わりに、マイナンバーカード（マイナ保険証）を医療機関等にある機械（カードリーダー）に読み取らせます。

なお、あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。



マイナンバーカードの申請についてはこちらでご確認ください。（横浜市HP）

2 利用登録のできる場所

以下の方法で利用登録をすることができます。

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）
- ②セブン銀行のATM（セブンイレブン店舗等）
- ③ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで
※裏面に①の方法で登録する方法をご案内しています。



利用登録方法はこちらでご確認ください。
（厚生労働省HP）

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは

医療機関・薬局の受付でもOK!!



当日その場でも
いいのね♪

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！

